

令和7年度福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
(福島県自転車条例) 推進会議 参加者からの主な意見

令和7年6月9日 生活交通課

○施策2-1 点検整備に係る広報啓発

○施策4-1 自転車保険への加入に関する情報提供、加入確認

(県自転車軽自動車商工協同組合)

T Sマークの点検をして保険に加入するというシステムがよくなってまいりました。

特に、浜通りの高校、喜多方の山都中学校で、自転車通学もしくは部活で自転車を利用する方に許可証を発行しています。ほかの保険に入っている、T Sマークが貼ってないと許可証を出さないということを行っていただきました。

喜多方市の山都中学校は、公益財団法人日本交通管理技術協会から自転車通学安全モデル校として、去年、認定証を頂きました。

自転車条例を作る時に、事故を起こさない、事故に遭わないようにするため、条例の中に年に1回の点検について項目を入れました。

我々の業界で中学校、小学校含めまして年間約300校に対し、春先に無料の自転車点検を行っています。点検項目は約10項目あり、防犯のための施錠の部分に「鍵」という項目があり、鍵がかかるか作動させて検査をします。1割ぐらいは、錆びて動かないため鍵がかからない状態です。そのため、鍵をかけたくても、かけないという状況があると思います。

条例のように、年に1回の点検、もしくは小中学校でやっている無料の点検のときに、チェック入れられたところを必ず専門店で直していただくという学校の指導もしていただければ、防犯も含め、安全・安心の自転車を利用していただけると思っています。

○施策2-2 自転車の防犯対策

(県警察本部生活安全企画課)

本県では自転車盗難が急増しており、無施錠による被害が約7割ということで、犯罪科学を専門とする福島大学の鈴木あい准教授及び科学警察研究所(現滋賀大学)の島田教授からアドバイスを頂きながら、県内の自転車盗難が多い駐輪場14か所において行動科学ナッジ理論に基づく看板、横断幕を製作し、各駐輪場に設置する社会実証を行いました。

ナッジ理論とは、人の行動を後押しし、人々が自分自身にとってよりよい選択を自発的に行うことを手助けする手法です。例えば、トイレの中に張ってある「きれいに使っていただきありがとうございます」という貼り紙や、コンビニやスーパーなどレジ前にある足跡でそっと並ばせるというものがナッジ理論を活用したものです。命令するのではなくて、コストをかけずに実行しても

らうのがナッジ理論です。最近では行政機関の政策などでも使われており、広まってきている理論です。

自転車盗難対策について、昨年度（令和6年）8月下旬から11月末まで実証実験を行いました。場所は、県内で自転車盗難が特に多い7警察署管内の14か所で実証実験を行いました。看板のメッセージはナッジ理論に基づいて製作しました。

（1）「自転車の鍵を忘れずかけよう」（統制）

一般的に使われているメッセージです。

（2）「この駐輪場では90%以上の方が鍵をかけています」（社会規範）

皆さんの社会規範に訴えるもので、みんなが自転車の鍵をかけてますよと、鍵をかけさせようというメッセージです。

（3）「鍵かけの1秒が自転車を守ります」（ホスト認知）

たった1秒の鍵かけで自転車を守ることができるというメッセージです。

（4）「いつも鍵をかけていただきありがとうございます」（互惠性）

感謝を伝えることによって、皆さんが何かを返したい、鍵を締めたいということを期待して作ったメッセージです。

実証要領は、駐輪場において、この異なる4つのメッセージの看板・横断幕を設置し、各メッセージを1か月交代のローテーションで実証したものであります。

実証方法は、設置前後で駐輪場における実証率を期間中に10回計測しました。

実証の結果、施錠率は設置した看板・横断幕の全てのメッセージで施錠率に有意な影響を及ぼすことが判明いたしました。平均施錠率は6.8%上昇しました。

また、メッセージ別の効果については、「鍵かけの1秒が自転車を守ります（コスト認知）」、「いつも鍵をかけていただきありがとうございます（互惠性）」の2つのメッセージがより高い効果が認められたという実証実験結果となりました。

さらに、その当該駐輪場14駐輪場の被害認知件数、自転車盗難件数は、実証の結果、被害の42%が減少しました。施錠率を向上させ、被害件数も減少し、実証実験の効果があったという結果となりました。

実証実験終了後にアンケート調査を行い、設置した看板や横断幕について見たことがあるとの回答が約7割を占めており、デザイン性の相乗効果で駐輪場利用者に対して広く認識をさせることができたという結果となりました。

設置駐輪場（福島駅前の駐輪場、いわき駅前の駐輪場、郡山駅前駐輪場など）の状況は、看板や横断幕が駐輪場の入り口にあり、駐輪場利用者に対して認識させるという実証実験でした。

今回の実証実験を受け、ナッジ理論の効果が確認できましたので、引き続き県内の22警察署の自転車盗難が特に多い場所に、特に効果があった「鍵かけの1秒が自転車を守ります」と、「いつも鍵をかけていただきありがとうございます

います」という2枚の看板を設置し、今も継続的に対策を実施しています。

参考までに、社会実証を終了してから、現時点において、自転車盗難被害件数が減少しており、今後も引き続き対策を行っていきたいと考えています。

○施策3-1 安全器具の使用に係る広報啓発

(県教育庁健康教育課)

今年度の調査の結果、校則化している学校は2校です。

自転車の許可条件ということで、自転車通学をする生徒に必ずヘルメットの着用やヘルメット所持の確認をしている学校は、県内では合計10校ございます。

どの学校でも、全校集会や生徒指導部長から、各クラスで担任の先生からホームルームの時間に自転車通学者に向けて、ヘルメット着用の指導をしている学校が増えてきています。

なおかつ、ヘルメットを被る意義をお話ししていただけるのがとても増えてきていると感じています。

義務化となると、高校教育課などと、今年度さらに連携を進めていきたいと話しています。先ほど粘り強くという話がありましたが、努力義務ということで啓発活動は進んでいると感じています。

(県自転車軽自動車商工協同組合)

自転車点検する時、籠の中などにあるヘルメットを見ると、半分は正規規格のヘルメットですが、半分はSGマークも何もついてない規格外のものという状況が多いです。

各学校で、ヘルメットを被ればいいのではなくて、規格に合ったヘルメットを被っていただくということを指導していただければ、なお一層安全性が保てると思っています。

(県高等学校PTA連合会)

高校生の着用率がすごい低いということで、私どものほうでも、度々問題になっています。

3地方ではいわき地方の着用率が高く、保護者の送迎が少ないのと、自転車通学が定着しているという状況が大きく着用率を上げてると感じております。

中通り地方は車のほうが多いという現状もあり、自転車で通学されている子どもと親が接触するという事案や、最近多いのが高校生と外国人研修生との接触です。

外国人研修生は日本で運転免許証を持っていないので、自転車でそれぞれの勤務先に行きます。ただ、言葉が通じないので、ぶつかった際当て逃げされてしまうことがあり、県警からも、事業主に声をかけていただいて、研修生に対し日本の交通ルールの指導や、ヘルメット着用の指導をいただければ、当て逃げなども少なくなると思います。

高校生のヘルメットの着用率を上げれば、全体の着用率も上がりますので、高校としても、何らかの対策を試験的にやろうという段階であり、各関係機関と協力していききたいと思います。

(県PTA連合会)

保険は管理下外の部分ではありますが、PTA安全互助会があり、加入率は約98%です。自転車保険にも対応していることも、今後アナウンスしていきたいと思っています。

高校生の着用率が低い中で、子どもたちに必要性を伝えるのであれば、大人が着けてないのに子どもに、という部分はあると思うので、あわせてそこも必要かと思っています。

街頭指導で、大人のヘルメット着用も確実に増えてはきています。特にサラリーマンの方で、ヘルメットを被ってる方が目に見えて増えています。大人の見本があって子どもたちも被らなければいけないという方が、説得力があるかと思っています。

もう1点、自転車ヘルメットは意外と値段がするので、できるのであれば例えば補助とか、もしくは期間限定でキャンペーンを張るというのも一つの手なのではと個人的に思いました。

○施策4-1 自転車保険への加入に関する情報提供、加入確認

((一社)日本損害保険協会東北支部福島損保会)

自転車保険の賠償責任の加入は様々な経路で加入できる現状です。例えば、自動車保険そのものに入っているけど、自転車保険の賠償責任が特約で付いていたりします。火災保険でも一部付いていることがあり、様々な形態のため、加入そのものは統計がはかれないというのが実情です。

昨今、自転車の危ない走行、具体的には車道を走ることを徹底されているとかえって、車道にはみ出して運転して、ハンドルが引っかかるというケースが出てきています。その時に、ヘルメットを着用していないと、大ケガにつながります。さらに、通学の時に、年次の低い子どもを引っかけてしまうなどそういうケースも増えてきています。

そのような時に相手への賠償を考えていきたいと思いますという普及を協会として行っており、今後力を入れていこうと思っています。

(県自転車軽自動車商工協同組合)

損保会社にお願ひがあります。TSマークは車体に有効期限が書いているものを貼っています。

各支部で街頭指導の時に、TSマークが貼ってあれば、期日が書いてあるので加入しているという話しができるのですが、なにも貼っていないと保険の加入について聞いても子どもなので分からない状況が多い。入っていないのであればお父さんお母さんに話をして保険入ってくださいと言うことができます。

もし損保会社で自転車保険に加入してる証みたいなの、コストのかからないシールを貼るようにすれば、街頭指導の中で、その自転車保有者の保険加入状況が分かるので、それを検討していただきたいです。

○道路交通法一部改正について

(県警察本部交通企画課)

「交通反則通告制度」とは簡単に言えば、今現在車に適用している制度を、自転車にも適用するという内容です。

通常交通違反をしますと刑事罰が決められております。例えば、信号無視であれば、3か月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金という刑事罰を受けなければなりません。

ただし、全てこのような手続を取っていたら刑事裁判のほう回らなくなるため導入されたのが、交通反則通告制度というものでございます。

これは軽微な違反に対し、刑事罰の前に反則金を納めることによって、刑事処罰は受けないという内容です。それが来年4月1日から自転車にも及んでくるという内容です。現時点では16歳以上を対象とする予定で進んでいます。

16歳といいますと高校生も対象となり、ヘルメットの着用も、高校生への着用率が低いということでもありますから、事故に遭うのも高校生が非常に多いという現状を考えますと、ルールを守っていただくことは、この青切符を見据えた各種施策なども、必要でもありますし、当然命を守るためのヘルメット着用ということで、ますます今年は重要になってくると考えています。

それ以外の自転車の点検整備、保険、自転車の通行環境整備とともに総合的に対策を実施していく必要があります。その中でそのルールを守るところと命を守るということが、急務と思われれます。

県警では、対策の一つとして、先月、喜多方高校を対象に、スケアードストレートを実施しました。

(高等学校 PTA 連合会)

組織的には去年と同じように引続き行います。青切符の導入について、16歳以上で青切符が切られた場合、当然親が払うこととなります。子どもの行動に対して責任を持ってくださいという形で広報・周知・啓発を行おうと思っております。

(県サイクリング協会)

道路交通法が改正されて反則金や処罰が出るということですが、特に16歳以上ということなので高校生を対象に学ぶ機会、啓蒙する機会は、持たれるのでしょうか。

サイクリング協会としては従来こういったことを当然守った上でサイクリングするというのを基準に考えて、安心安全のサイクリングというのをテーマにやっていますが、なかなか周知されません。高校生に限らず、知る機会とい

うのがないといけないのかなと思います。

もう一つ、通行区分違反について、通常自転車は左側走行ですが、歩道上に自転車通行可の看板があるところは、右側通行になるとしても看板が見える位置に上がっていれば、右側のより車道に近い部分を自転車が徐行して走ることができます。

その辺を高校生に理解してもらうにはインフラの整備も必要だと感じました。ヘルメットを被る、保険に入るのと同様に規則を守るということは大事だと思いますので、この条例会議の中でも、進めていく機会を設けられるといいなと思います。